

被害の認定基準等

1 被害の認定基準

(1) 人的被害

ア 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したものまたは遺体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。

イ 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑のある者とする。

ウ 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1ヶ月以上の治療を要する見込みのものとする。

エ 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1ヶ月未満で治療できる見込みのものとする。

注)「(1) 人的被害」の計上に関する取扱については「4 人的被害の把握に係る事項」によるものとする。

(2) 住家被害

ア 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

イ 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。

ウ 「半壊」とは、住家がその居住のため基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用することができる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合の20%以上50%未満のものとする。

エ 「一部破損」とは、全壊および半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。

オ 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したものおよび全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。

カ 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

キ 細部については、内閣府防災情報ページ「災害に係る住家の被害認定」を参照

(3) 非住家被害

ア 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。

イ 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用または公共の用に供する建物とする。

ウ 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

エ 非住家被害は、全壊または半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

(4) その他

ア 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、または砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。

イ 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。

ウ 「畑の流失、埋没」および「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。

エ 「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校、および幼稚園における教育の用に供する施設とする。

オ 「道路」とは、道路法第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。

カ 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。

キ 「河川」とは、河川法が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。

ク 「港湾」とは、港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、または港湾の利用および管理上重要な臨港交通施設とする。

ケ 「砂防」とは、砂防法第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。

コ 「清掃施設」とは、ごみ処理およびし尿処理施設とする。

サ 「がけくずれ」とは、自然がけ及び宅地造成に伴う人造がけの崩落、崩壊等により人及び建物に被害を及ぼし、又は道路、交通等に支障を及ぼしたものをいう。

ただし、被害を与えなくても、その崩落、崩壊が50立方mを超えと思われるものは報告するものとする。

シ 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。

ス 「船舶被害」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったものおよび流失し、所在が不明になったもの、ならびに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。

セ 「水道」とは、災害により断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。

ソ 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。

タ 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。

チ 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。

ツ 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。

テ 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。

例えば寄宿舍、下宿その他にこれに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。

ト 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

(5) 被害金額

ア 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。

イ 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設および共同利用施設とする。

ウ 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾および漁港とする。

エ 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設および公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市整備等の公用または公共の用に供する施設とする。

オ 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農産物等の被害とする。

カ 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。

キ 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。

ク 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、魚貝、漁船等の被害とする。

ケ 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

コ 「その他」とは、ア～ケを除く住家等の被害とする。

2 人的被害の把握に係る事項

人的被害の計上については、平成 24 年 3 月 9 日付け消防応第 49 号に基づき以下のとおり定める。

(1) 「死者」について

ア 死者の扱いについて

以下に掲げるものについては、死者として計上する。

- ① 遺体を確認したもの（身元不明のものを含む）
- ② 当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）（以下「弔慰金法」という。）に基づき災害が原因で死亡したと認められるもの（当該災害が原因で所在が不明なものは除く）

(2) 死者の計上場所について

原則、被災地（「本人が実際に害を被った場所（市町村）以下、同じ」で計上するものとするが、それによりがたい場合は、次の例を参考に判断する。

- ① 津波や土砂崩れに巻き込まれたものなどで、被災地と遺体発見場所が異なる場合

被災地が確定又は推定出来る場合	被災地で計上
被災地が不明な場合	遺体発見場所で計上
大規模災害時等において、住民等によって病院又は検案場所等に搬送された死体で、遺体発見場所の記録が無く、また、被災地も不明な場合	死亡届けに記載のある「死亡したところ」で計上
被災地が不明で、明らかに災害場所と関係のない場所で死体が発見された場合	居住地、勤務地、出張先若しくは旅行先などを勘案し、適当と認められる市町で計上

- ② 災害により被害を受けた後病院施設又は避難所などに移動し、その異動先で死亡した場合（（1）②に掲げるケース）

被災地が確定又は推定出来る場合	被災地で計上
被災地が不明な場合	弔慰金法に基づき災害による死亡と認定した市町で計上

(2) 「行方不明者」について

ア 行方不明者の扱いについて

当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがあるもので、死体が見つからない場合において、以下に掲げるものについては、行方不明者として計上する。なお、当該災害による避難等で、単に所在が不明となった者については、行方不明者として計上しないこととする。

- ① 当該災害が原因で所在不明となり、戸籍法第 86 条の規定に基づき関係者により死亡届が提出されたもの
- ② 当該災害が原因で所在不明となり、戸籍法第 89 条の規定に基づき官庁又は公署から市町長等に報告があったもの（いわゆる認定死亡）
- ③ 当該災害が原因で所在不明となり、民法第 30 条に基づき家庭裁判所において失踪宣告がなされたもの
- ④ 当該災害が原因で所在不明となり、弔慰金法第 4 条に基づき死亡したと推定されるもの
- ⑤ 当該災害が原因で所在不明となり、警察機関において、当該災害が原因で行方不明となった旨の相談や届出を受理しているもの
- ⑥ 当該災害が原因で所在不明となり、前項によるものの他、住民からの情報提供等により、市町等において行方不明者として知り得たもののうち、死亡の疑いがあるもの

イ 行方不明者の計上場所について

原則、被災地で計上するものとするが、それにより難しい場合は、次の例を参考に判断する。

被災地が確定又は推定できる場合	被災地で計上
被災地が不明な場合	弔慰金法に基づき災害による死亡と認定した市町で計上
被災地が不明な場合で被災当時の所在地が、明らかに災害場所と関係の無い場所であった場合	勤務地、出張先若しくは旅行先などを勘案し、適当と認められる市町で計上

(3) 負傷者（重傷者・軽傷者）について

ア 行方不明者の扱いについて

原則、当該災害による直接的な負傷（疾病は含まない。以下同じ）によるものを計上する。

なお、避難所等における避難生活中に負傷したものについては、次の②に掲げるものを除き、負傷者に含めないものとする。

① 家屋倒壊などの当該災害が直接的な原因となり負傷した者	「1 被害の認定基準」の重傷又は軽傷の定義に基づき、それぞれの区分で計上
② 当該災害により負傷し、又は疾病にかかった者で、精神又は身体に障害があるものとして弔慰金法第 8 条の規定に基づき、災害障害見舞金の支給を受けた者	「1 被害の認定基準」の重傷又は軽傷の定義に掲げる治療の見込みに基づき、それぞれの区分で計上

- イ 負傷者の計上場所について
原則、被災地で計上するものとする。

直接的な原因で負傷した場合	被災地で計上
(3) ア②に掲げるもの(負傷したものを除く。)で、被災地が特定できない場合	弔慰金法に基づき認定した市町で計上